

令和6年度

固定資産税(償却資産) 申告の手引き

申告書の提出期限は

令和6年1月31日(水)です。

町税務行政につきましては、日頃からご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地と家屋のほかに償却資産（事業用資産）についても課税の対象となります。毎年1月1日（賦課期日）現在で矢巾町内に償却資産を所有されている方は、所有資産の多少にかかわらず、地方税法第383条の規定に基づき申告していただく必要があります。

つきましては、同封の申告用紙に必要事項をご記入のうえ、期限内にご提出くださいますようお願いいたします。

1 償却資産とは

◆ 個人や法人が、土地・家屋以外の事業（商工業・農業・アパート・駐車場など）のために用いている資産

○ 次に掲げる資産も該当します。

◆ 簿外資産、償却済資産、建設仮勘定経理されている資産であっても事業のために用いることができるもの

◆ 未稼働、遊休状態であっても事業のために用いることができるもの

◆ 改良費、修理費のうち資本的支出に該当するもの

（新たに資産を取得したものとして本体とは別に申告が必要です。国税と違う点です。）

◆ 従業員の福利厚生のために用いるもの

◆ 大型特殊自動車（ナンバーが0、00～09、000～099及び9、90～99、900～999）

◆ 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産でも個別償却しているもの（※次頁の参考のとおり）

◆ 中小企業者に該当する法人・個人で30万円未満の減価償却資産の損金算入の特例を適用した資産（租税特別措置法の規定を適用し損金算入しているもの）（※次頁の参考のとおり）

○ 以下のものは申告の必要はありません。

◆ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるもの（原動機付自転車・小型特殊自動車（右図参照）・二輪小型自動車等）

※令和元年12月25日付け国土交通省告示により、農耕作業用自動車（最高速度35キロ未満）にけん引される農耕作業用トレーラ（マニュアルプレッダ、スプレーヤ、ロールペーラなど）は軽自動車税の対象となり、償却資産対象外となりましたので、ご注意ください。

◆ 繰延資産（開業費など）・棚卸資産（商品、貯蔵品など）

◆ 無形減価償却資産（特許権、電話加入権、営業権、ソフトウェアなど）

◆ 少額な償却資産で以下のもの（※参考）

・ 耐用年数1年未満又は取得価額10万円未満の資産で、法人税法又は所得税法の規定により一時に損金算入しているもの

・ 取得価額が20万円未満の資産で3年間で一括償却しているもの

◆小型特殊自動車の区分◆

	長さ	幅	高さ	最高速度
農耕作業用自動車	制限なし			35* ₀ 未満
それ以外の特殊自動車	4.7* ₀ 以下	1.7* ₀ 以下	2.8* ₀ 以下	15* ₀ 以下

【参考】

償却方法	取得価額			中小企業者等の少額資産の損金算入の特例を適用した資産
	10万円未満	10万円以上 20万円未満	20万円以上 30万円未満	
個別に減価償却	申告必要	申告必要	申告必要	取得価額は10万円以上30万円未満 合計額上限は300万円（事業年度あたり） ↓ これらは、税務会計上は経費とすることができますが、 固定資産税では、償却資産として申告が必要です。
中小企業特例適用	不要	申告必要	申告必要	
3年一括償却	不要	不要		
一時損金算入	不要			

2 業種別の主な償却資産

業種	課税対象となる主な償却資産の例示
共通	パソコン、コピー機、ルームエアコン、応接セット、レジスター、プレハブ（家屋として評価されているものを除く）、内装・内部造作等、看板（広告塔・袖看板・案内板・ネオンサインなど）、門・塀・緑化施設などの外構、舗装路面、外灯、自動販売機、受・変電設備、発電機設備、中央監視制御装置、太陽光発電設備（ソーラーパネル、パワーコンディショナー等） など
製造業	食料品製造設備、金属製品製造設備、旋盤、梱包機、ポール盤 など
印刷業	各種製版機及び印刷機、断裁機 など
建設業	パワーショベル、ブルドーザー、フォークリフト（軽自動車税の対象は除く）、大型特殊自動車、発電機 など
農業	もみすり機、ビニールハウス、ホダ木、農耕作業用機械（ただし自動車税及び軽自動車税の対象は除く） など
小売業	陳列ケース（冷凍機又は冷蔵機付のものも含む）、陳列棚、冷蔵庫、日よけ など
料理飲食店業	テーブル、イス、厨房設備、冷凍庫、冷蔵庫、カラオケ機器 など
クリーニング業	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備 など
理容・美容業	理容・美容イス、洗面設備、消毒殺菌機、サインポール、テレビ など
医（歯）業	医療機器（レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープなど）
娯楽業	ゲーム機、両替機、パチンコ台、パチスロ台及び附帯設備 など
不動産貸付業	屋外給排水設備、駐輪場、ごみ置場 など
ガソリンスタンド	ガソリン計量器、独立キャノピー、洗車機、地下タンク、防壁 など
諸芸師匠・貸衣装業	花器、茶器、衣装、楽器 など

3 家屋と償却資産の区分

固定資産税における取扱いでは、家屋と附属設備を区分しています。右の表は、償却資産の申告対象となる資産を例示したものです。家屋と附属設備の所有者が同一の場合に、以下のものは償却資産に区分します。

- ◆ 独立した機器としての性格が強いもの（受・変電設備など）
- ◆ 特定の生産、業務のために用いるもの（工場などの動力源である電気設備など）
- ◆ 容易に移動できない程度に取り付けられているもの（ルームエアコンなど）

※貸ビル、貸店舗などに、家屋の所有者と異なる方（テナントなど）が施工した内装・造作及び設備などについては、施工主の償却資産として扱います。

設備等の種類	設備等の分類	設備等の内容	家屋と設備等の所有関係					
			同じ場合		異なる場合			
			家屋	償却	家屋	償却		
建築工事	内装・造作等	床・壁・天井仕上、店舗造作等工事一式	○			◎		
	受変電設備	設備一式		◎		◎		
電気設備	予備電源設備	発電機設備、蓄電池設備、無停電電源設備等		◎		◎		
	中央監視設備	設備一式		◎		◎		
	電灯コンセント設備	屋外設備一式		◎		◎		
	照明器具設備	屋内設備一式	○			◎		
	電力引込工事	引込工事		◎		◎		
	動力配線設備	特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎		◎		
	電気設備	電話設備	電話機・交換機等の危機 配管・配線、端子盤等	○			◎	
		LAN設備	設備一式		◎		◎	
		放送・拡声設備	マイク、スピーカー、アンプ等の機器 配管・配線等	○			◎	
		インターホン設備	集合玄関機等 上記以外の設備		◎		◎	
		監視カメラ(ITV)設備	受像機(テレビ)、カメラ 配管・配線等	○			◎	
		避雷設備	設備一式	○			◎	
		火災報知設備	設備一式	○			◎	
		給排水衛生設備	給排水設備	屋外設備、引込工事(特定の生産又は業務用設備) 配管・高架水槽、受水槽・ポンプ等		◎		◎
			給湯設備	局所式給湯設備(電気温水器・湯沸器用) 局書式給湯設備(ユニットバス用・床暖房用等) 中央式給湯設備	○			◎
ガス設備	屋外設備、引込工事、特定の生産又は業務用設備 屋内の配管等		○			◎		
衛生設備	設備一式(洗面器、大小便器等)		○			◎		
消火設備	消火器、避難器具、ホース及びノズル、ガスボンベ等 消火栓設備、スプリンクラー設備等			◎		◎		
空調設備	空調設備	ルームエアコン(壁掛型)、特定の生産又は業務用設備 上記以外の設備		◎		◎		
	換気設備	特定の生産又は業務用設備等 上記以外の設備	○			◎		
その他の設備等	運搬設備	工場用ベルトコンベア エスカレーター、ダムウエーター等	○			◎		
	厨房設備	顧客の求めに応じるサービス設備(飲食店・ホテル・百貨店等)、寮・病院・社員食堂等の厨房設備 上記以外の設備		◎		◎		
	洗濯設備	洗濯器・脱水機・乾燥機等の機器、顧客の求めに応じるサービス設備(ホテル等)、寮・病院等の洗濯設備 上記以外の設備	○			◎		
		冷蔵・冷凍倉庫における冷却装置、ろ過装置、POSシステム、広告塔、ネオンサイン、文字看板、袖看板、簡易間仕切(衝立)、機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、駐輪設備、ゴミ処理設備、メールボックス、カーテン・ブラインド等		◎		◎		
外構工事	外構設備	工場一式(門・塀・緑化施設等)		◎		◎		

4 国税（所得税・法人税）との比較

項目	固定資産税（償却資産）の取扱い	国税（所得税・法人税）の取扱い
償却計算の基準日	賦課期日（1月1日）	事業年度（決算期）
償却計算の方法	旧定率法	定率法と定額法の選択制度
前年中の新規取得資産	半年償却（1/2）	月割償却
圧縮記帳の制度	認められません。（※1）	認められます。
特別償却・割増償却	認められません。	認められます。
増加償却	認められます。	認められます。
評価額の最低限度	取得価額の5%	1円まで償却可能
少額の減価償却資産 （使用可能期間が1年未 満又は取得価額が10万 円未満の資産）	一時の損金又は必要な経費に算入し たものは課税対象外（※2）	一時の損金算入が可能又は必要な経 費に算入するものとする。 （所得税法施行令第138条又は法人 税法施行令第133条）
一括償却資産 （取得価額が20万円未 満の減価償却資産）	3年間で損金又は必要な経費に算入 したものは課税対象外（※3）	3年間で損金又は必要な経費に算入 が可能 （所得税法施行令第139条又は法人 税法施行令第133条の2）
即時償却資産 （中小企業者等の方が租 税特別措置法を適用して 取得された10万円以上 30万円未満の減価償却 資産）	課税対象になります。（※4）	取得価額に相当する金額を損金又は 必要な経費に算入が可能 （租税特別措置法第28条の2又は同 法第67条の5）

（※1）
圧縮記帳の制度は認められていませんので、国庫補助金等で取得した資産で取得価額の圧縮を行ったものについては、**圧縮前の取得価額としてください。**

（※2）
法人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することができますが、**この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（※3）
法人又は個人の方は本来の耐用年数を用いて毎年減価償却することもできますが、**この場合は固定資産税（償却資産）の課税対象となります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

（※4）
中小企業者に該当する法人又は個人の青色申告者の方が、30万円未満の減価償却資産を取得された場合、その全額を損金又は必要な経費に算入することができます。**固定資産税（償却資産）上は、この規定により損金又は必要な経費に算入された減価償却資産については課税対象になります**ので、耐用年数省令に応じた耐用年数を記入のうえ申告してください。

◎償却資産申告書の書きかた

※黒枠の範囲内を記入してください。

マイナンバー（個人番号・法人番号）
を右詰で記入してください。

申告内容について照会させていただく
こともありますので必ず記入してください。

令和 年 月 日 令和 **6** 年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

矢巾町長 殿

住所(所在地)・氏名(法人名)を記入してください。
※押印不要です。

3 個人番号又は法人番号

4 事業種目

5 事業開始年月 年 月

6 この申告に
応答する者の
第及び氏名 (電話)

7 税理上等の氏名 (電話)

8 短縮耐用年数の承認 有・無

9 増加減却の届出 有・無

10 非課税該当資産 有・無

11 課税標準の特例 有・無

12 特別償却又は圧縮記載 有・無

13 税務会計上の償却方法 定率法・定額法

14 青色申告 有・無

① 矢巾町
矢巾町内の資産の所在地
を記入してください。

② 矢巾町
借入資産
の有無を○で囲
み、貸主の名称・住所等
を記入してください。

7 事業所用家屋の所有区分 自己所有・借家

17 前年取得資産の金額を記入してください。

18 令和5年中に減少した資産の取得金額を記入してください。
(別添減少明細の金額と一致します。)

19 令和5年中に増加した資産の取得金額を記入してください。
(別添増加明細の金額と一致します。)

20 左3項目を増減し、合計を記入してください。

電算処理により申告される方
以外は記入しないでください。

課税標準額の特例・非課税等に該当する資産の場合は、その届出書等添付書類の名称・法令適用条項、今回の申告に必要な事項及び参考となる事項等を記入してください。

該当する項目を○
で囲んでください。

◎種類別明細書（増加資産）の書きかた

※令和5年中に増加した資産を記載してください。
 ※申告がもれていた資産がある場合は、摘要欄にその旨記入のうえ、併せて記載してください。
 （令和5年中に矢巾町で新規に事業を始めた方は、全ての資産を記入してください。）

該当する項目を○で
 囲んでください。
 1⇒新品取得
 2⇒中古品取得
 3⇒移動による受入
 4⇒その他

資産の種類に
 対応する数字
 は次のとおり
 です。
 1→構築物
 2→機械及び
 装置
 3→船舶
 4→航空機
 5→車両及び
 運搬具
 6→工具器具
 及び備品

所有者名		令和6年度										所有者コード		枚のうち			
種類別明細書(増加資産・全資産用)														枚			
行 番 号	資産 の 種 類	資産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月		取 得 価 額			耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	課 税 標 準 の 特 例 率 コ ー ド	課 税 標 準 額	増 加 事 由	摘 要	
					年 号	年 月	十 萬 円	千 円	円								
01																	
02																	
03																	
04																	
05																	
06			資産の名称・規格を20字 以内で記載してください。														
07																	
08																	
09																	
10																	
11			資産の数量と取得した年月 を記入してください。 (年号欄) 令和⇒「5」 平成⇒「4」 昭和⇒「3」														
12																	
13																	
14																	
15																	
16																	
17																	
18																	
19																	
20																	
				小 計													

「減価償却資産の耐用年数
 等に関する省令」に掲げる
 耐用年数を記入してくださ
 い。

電算処理により申告する方
 以外は記入しないでください。

課税標準の特例がある資産
 については、適用条項を記
 入してください。

その他、参考となる事項が
 ありましたら記入してくだ
 さい。(申告もれ等)

第二十二号様式(資産)第一号提出用

◎種類別明細書（減少資産用）の書きかた

※令和5年中に減少した資産を記載してください。（申告がもれていた資産がある場合は、前ページと同様記載してください。）

資産の一部が減少した場合は、減少した分の数量・価額を記入してください。

所有者名		令和6年度 種類別明細書(減少資産用)										所有者コード		枚のうち
行番号	資産の種類	抹消コード	資産の名称等	数量	取得年月			取得価額	耐用年数	申告年度	減少の事由及び区分		摘要	枚
					年号	年	月				1売却 3移動	2滅失 4その他		
01											1・2・3・4	1・2		
02											1・2・3・4	1・2		
03											1・2・3・4	1・2		
04											1・2・3・4	1・2		
05											1・2・3	1・2		
06											1・2・3	1・2		
07											1・2・3	1・2		
08											1・2・3	1・2		
09											1・2・3	1・2		
10											1・2・3	1・2		
11											1・2・3	1・2		
12											1・2・3	1・2		
13											1・2・3・4	1・2		
14											1・2・3・4	1・2		
15											1・2・3・4	1・2		
16											1・2・3・4	1・2		
17											1・2・3・4	1・2		
18											1・2・3・4	1・2		
19											1・2・3・4	1・2		
20											1・2・3・4	1・2		
小計														

減少した資産の種類・連番・名称・数量・取得年月を記入してください。

該当する項目を○で囲んでください。

資産の一部が減少した場合は、摘要欄に具体的な内容を記入してください。

登録内容を修正する場合は、「4その他」を○で囲み、摘要欄に具体的な内容を記入してください。

第二十二号様式別添(一括は片)

5 評価額・税額の計算

■評価額（下記により計算した決定額の合計）

前年中（令和5年1月2日～令和6年1月1日）に取得した資産	取得価格×（1－減価率／2）
前年前（令和5年1月1日以前）に取得した資産	前年度評価額×（1－減価率）
移動資産及び申告もれ資産	*みなし前年度評価額×（1－減価率） （*改正前の耐用年数による減価率で計算を行ったもの）

■課税標準額及び税額

課税標準額（千円未満切捨て）×税率（100分の1.4）＝税額（百円未満切捨て）

土地や家屋を所有している場合は合計して計算します。

■免税点

償却資産の課税標準額の合計が150万円未満の場合、償却資産に係る固定資産税は課税されません。

《減価率一覧表》

耐用年数	減価率	耐用年数	減価率	耐用年数	減価率
2	0.684	16	0.134	30	0.074
3	0.536	17	0.127	31	0.072
4	0.438	18	0.120	32	0.069
5	0.369	19	0.114	33	0.067
6	0.319	20	0.109	34	0.066
7	0.280	21	0.104	35	0.064
8	0.250	22	0.099	36	0.062
9	0.226	23	0.095	37	0.060
10	0.206	24	0.092	38	0.059
11	0.189	25	0.088	39	0.057
12	0.175	26	0.085	40	0.056
13	0.162	27	0.082	41	0.055
14	0.152	28	0.079	42	0.053
15	0.142	29	0.076	43	0.052

注）平成21年度から耐用年数省令の見直しにより機械及び装置を中心に耐用年数が大きく変更になりました。
移動資産や申告もれ資産がある方は、旧耐用年数の記載がないと、正しい評価計算ができなくなります。

6 償却資産申告Q&A

Q 1 なぜ申告しなければならないのですか。

A 1 償却資産の所有者は、地方税法の定めにより、毎年1月1日現在で所有する資産を申告しなければなりません。また、償却資産は土地・家屋のような登記制度がなく、資産の把握が困難であるため、毎年申告をお願いしております。

Q 2 わずかな償却資産しか所有していませんが、申告しなければなりませんか。

A 2 課税標準額が150万円に満たない場合は課税されませんが、毎年の資産の状況を把握するために申告は必要になります。

Q 3 昨年の申告と比較して、資産の増減はありませんでしたが、申告しなければなりませんか。

A 3 資産の増減がない場合も、その旨の申告が必要になります。
※資産の増減がない場合、電話での申告も有効になります。

Q 4 家庭用にも事業用にも使用している資産は申告が必要ですか。

A 4 事業用に使用している資産であれば、その使用割合に関わらず償却資産として全額分を申告してください。

Q 5 リース資産は、リース会社と借り主のどちらが申告するのですか。

A 5 契約の内容によって異なります。
■リース期間終了後、資産がリース会社に返還される契約の場合は、リース会社が申告することになります。
■リース期間終了後、借り主に資産の所有権が移転する契約の場合（所有権留保付割賦販売契約）は、借り主が申告することになります。

Q 6 年の途中で廃業した場合の課税はどうなりますか。

A 6 毎年1月1日（賦課期日）現在で所有する資産に対して課税されますので、年の途中で廃業等された場合でも、その年度の固定資産税は納めていただくことになります。
翌年の申告書には、廃業した旨を記載して申告をお願いします。

Q 7 毎年、税務署に申告していますが、矢巾町にも申告しなければならないのですか。

A 7 税務署への申告とは別に、町への申告も必要です。
税務署に申告していただいている減価償却資産は、所得税や法人税（国税）の計算のためのもので、町への償却資産の申告は、固定資産税（町税）の計算のために必要になります。

Q 8 申告書の内容に「もれ」や「誤り」を発見した場合は、どのようにすればよいですか。

A 8 次のとおり修正申告をお願いします。

■償却資産申告書

⇒修正後の金額等を記載していただき、申告書の上部枠外に赤字で「修正申告」と表示して提出してください。

■種類別明細書（増加資産・全資産用）

⇒資産の名称、数量、取得年月、取得価額等を記載し、摘要欄に「申告もれ」「価額修正」など記載してください。

■種類別明細書（減少資産用）

⇒増加資産・全資産用と同様に記載してください。

※申告書と明細書の増減額が一致するか、提出前に確認をお願いします。

Q 9 修正申告をした場合、過去の年度に遡って課税されますか。

A 9 対象の資産の取得年によって、5年を限度として遡って課税することとなります。

7 マイナンバー（個人番号・法人番号） Q & A

Q1 マイナンバーは必ず記載しなければならないのですか。

A1 固定資産（償却資産）の評価額算定に必要としないことから、マイナンバーの記載がなくとも申告書は有効なものとして受け付けます。

Q2 マイナンバーを記載した申告書を提出する場合に実施する本人確認には、何が必要ですか。

A2 ①マイナンバーが確認できる書類（通知カード等）、②顔写真付きの身分証明書（運転免許証等）が必要になります。（個人番号カードをお持ちの方は、個人番号カードのみで本人確認を行うことができます。）
なお、ご本人以外の方が代理として申告を行う場合、①、②と併せて代理権確認資料（委任状等）が必要になります。

Q3 共有資産の申告を行う場合、共有者全員のマイナンバーの記載及び本人確認が必要ですか。

A3 共有資産の申告の際には、代表者分を含めマイナンバーの記載及び本人確認資料の添付は不要です。

8 申告する際のお願い

- ◆ 地方税法第353条及び第408条の規定により、町内に償却資産を所有する個人・法人を対象に償却資産の実地調査を実施しております。調査では減価償却資産明細書や所得税・法人税申告書の写し等の提出を求める場合があります。ご協力をお願いいたします。
- ◆ 正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法及び矢巾町税条例の規定により10万円以下の過料を科されることがあります。また、虚偽の申告をすると、地方税法の規定により1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられることがあります。
- ◆ 地方税ポータルシステム（通称：エルタックス）による電子申告が可能です。詳しくは <https://www.eltax.lta.go.jp/> をご覧ください。
- ◆ 生産性向上や質上げの促進に資する償却資産の導入に係る課税標準の特例を受ける場合は、別途書類の提出が必要です。（詳しくはお問い合わせください。）

問い合わせ先

〒028-3692

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地

矢巾町税務課資産係 償却資産担当

TEL 019-611-2524（ダイヤルイン）